

制度の注意点をお知らせします

平成23年分所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得も20万円以下である方は、確定申告が不要となっています。年金を受給されている多くの方々にとって、負担となっていた確定申告手続きが不要となりましたが、次のような注意点がありません。

③公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても住民税の申告が必要です。(所得金額の合計額が28万円以下は除く)

①『確定申告が不要になる』ということとは、所得税が非課税となることではありません。『確定申告を行うと、追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告を行う必要がない』という意味です。

④確定申告を行わない場合は、年金支払者から加東市に送付される公的年金等支払報告書などの課税資料のみで個人住民税の額を決定します。したがって、下表に該当される方は、確定申告の時期(平成27年2月16日から3月16日まで)に住民税の申告を行っていただきますようお願いいたします。

特に④の場合、控除が生かされず、新たに住民税が課税される、また、住民税の税額が増えるという場合がありますので、ご注意ください。

所得税・住民税の申告相談は 加東市庁舎で行います

(前年度の社福祉センターから変更)

相談日程については広報かとう2月号でお知らせします。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

年 齢	公的年金等収入 金額合計	住民税の申告が必要なケース
65歳未満の方 (昭和25年1月2日 以後に生まれた方)	98万円を超え 103万円以下	公的年金等の源泉徴収票に、配偶者控除、寡婦控除、扶養控除、障害者控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	103万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、寡婦控除、扶養控除、障害者控除の人数・内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合
65歳以上の方 (昭和25年1月1日 以前に生まれた方)	148万円を超え 153万円以下	公的年金等の源泉徴収票に、配偶者控除、寡婦控除、扶養控除、障害者控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合
	153万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、寡婦控除、扶養控除、障害者控除の人数・内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合

インターネット公売のお知らせ

市税滞納処分で差し押さえた財産を、次のとおりインターネット上で公売します。

公売物件確認

①インターネット
http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/
から詳細を確認いただけます。

②市役所掲示板
公売公告を掲示します。

申し込み方法 上記のホームページアドレスからお申し込みください。

参加申込期間
1月7日(水)13時から1月23日(金)23時まで

入札期間
1月30日(金)13時から2月1日(日)23時まで

代金納付期限
2月9日(月)14時30分

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階)
☎43-0398

※市ホームページのインターネット公売情報は
1月7日(水)13時から閲覧できます。

平成27年度 償却資産の申告について

償却資産とは、工場・店舗・アパートなどを経営している法人または個人が、その事業の経費に算入することができる機械・器具・備品・設備などです。

償却資産を所有されている方は、12月に送付している償却資産申告書を2月2日(月)までに提出してください。お手元に申告書がない場合は税務課資産税係まで連絡をお願いします。

なお、「eLTAX」によるインターネットを介した申告もご利用いただけます。

滅失家屋の届出について

固定資産税は毎年1月1日現在の不動産の所有者に課税します。平成26年中に家屋を取り壊された場合は、市でも把握に努めていますが、適正な課税のため、税務課資産税係まで届出をお願いします。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階)
☎43-0395

あなたのおうちは地震に耐えられますか？ 住宅の耐震化促進事業

ステップ1

わが家が安全なのか知りたい！

昭和56年5月以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災で大きな被害がありました。耐震診断を受け、自分の住まいの状況を確認しましょう。
加東市では、耐震診断に補助制度を設けています。次の条件を満たす市内の住宅であれば、耐震診断を受診する際に、補助が受けられます。

対象となる住宅

- 昭和56年5月末までに建築確認を得て着工したもの
 - 店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えるもの
 - ※ツイバイフォー住宅・丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法の住宅は対象外です。
- 手数料
1棟あたり
3,000円
(木造戸建住宅の場合)

ステップ2

わが家を丈夫にしたい！

耐震診断で修繕箇所が見つかった場合は、建築士等から専門的なアドバイスを受け、改修工事を行います。
兵庫県では「わが家の耐震改修促進事業」として、改修計画を策定し、耐震改修工事をされる方に対して、補助制度を設けています。
また、加東市では、平成25年度から県補助制度を利用して耐震改修工事をされる方に、上乗せして補助が受けられる制度を創設し、安全安心な住まいづくりを進めています。

改修工事補助額

- 県 1件あたり最大80万円
 - 市 1件あたり最大30万円
 - ※市の補助は県の補助を受けられる方のみ
- 耐震診断・改修工事の補助制度の利用を希望される方は、都市整備課までご連絡ください。

問い合わせ

- 建設部都市整備課(庁舎3階)
☎43-0517
- 兵庫県建築指導課
☎078-3362-4340

